

## ○産業建設委員長報告

産業建設委員会委員長 坂 東 成 光

産業建設委員長報告を申し上げます。

今期定例会で、当委員会に付託されました案件は、「議案第81号 鳴門市準用河川の河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について」ほか議案3件であります。

当委員会は去る9月18日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案4件は原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

まず「議案第81号 鳴門市準用河川の河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について」であります。河川管理施設等構造令の一部改正に伴い、津波を考慮した河川管理施設等の一般的技術的基準を定める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。主な改正点としては、河川管理者が定めた計画津波水位が計画高水位より高い河川の区間を津波区間と設定し、堤防の高さが計画津波水位を下回らないようにすること、また水門や樋門は操作員の安全確保のため、必要があれば自動的に、もしくは遠隔操作によりゲートの開閉ができるものとするものであります。

委員からは、この条例の施行により対応が必要となる樋門は、鳴門市においてどのくらいあるのかとの質疑があり、理事者からは、鳴門市が管理している樋門は49カ所あるが、附則として、現に存する水門及び樋門や工事中の水門及び樋門が改正後の条例の規定に適合しない場合は、当該規定は適用しないという経過措置が設けられており、現在は改築の計画がないため、すぐに対象となるものはないとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に「議案第82号 鳴門市下水道条例の一部改正について」であります。地方税法の一部改正を踏まえ、延滞金の割合の特例を

設けるため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、条例改正による影響に関する質疑があり、理事者からは、この条例の施行日は平成26年1月1日であり、それ以前の滞納分については従前の利率となるが、施行日以降の滞納分についてはこの条例が適用となるため、滞納の時期によって延滞金の率が異なるものが混在する予定であるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、賛成多数で原案を了といたしました。

次に「議案第83号 鳴門市下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正について」であります。国営企業であった国有林野事業が、国の一般会計において実施されることに伴い、関連する字句の整理を行うとともに、地方税法の一部改正を踏まえ、延滞金の割合の特例を見直すため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、この議案についても、条例改正による影響に関する質疑があり、理事者からは議案第82号と同じく、平成26年1月1日の施行日以降は条例の適用により、施行日以前のものとは比べ、延滞金の率が異なるものが混在する予定であるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、賛成多数で原案を了といたしました。

次に「議案第84号 市道路線の認定及び廃止について」であります。開発行為等に伴う市道14路線の認定及び1路線の廃止を行うに当たり、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

今回市道認定予定の斎田大池2号線近辺の道路について、当該道路の南側にある道路については、迂回できる道路として、市道認定されないのかとの質疑に対し、理事者からは、指摘の道路については、一部民地があるため、市道として認定はできていないが、認定外の道路として鳴門市で管理しているとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。